

稲城市農業用肥料購入経費支援事業補助金交付要綱

令和7年3月31日

市長 決 裁

(目的)

第1条 この要綱は、長期化する肥料価格の高止まりにより厳しい経営状況に置かれている農業者に対し、肥料の購入経費を支援することにより、農業者の負担軽減及び農業経営の改善を図り、もって都市農業の推進及び農地の保全に資することを目的とする。

(通則)

第2条 稲城市農業用肥料購入経費支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、稲城市補助金等交付規則（昭和40年稲城市規則第69号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第3条 この要綱において「肥料」とは、農業用の有機肥料及び化学肥料をいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、稲城市内に住所を有する農業者であり次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。ただし、第1条の目的に照らして補助金を交付することが適当であると市長が認めるものについては、この限りでない。

- (1) 東京南農業協同組合の正組合員であること。
- (2) 稲城市内での農業従事日数が年間50日以上であること。
- (3) 稲城市暴力団排除条例（平成25年稲城市条例第3号）第2条第1号の暴力団又は同条第3号の暴力団関係者（法人にあっては、その役員等が当該暴力団関係者）でないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、令和7年1月1日から令和7年12月31日までに補助対象者が稲城市内の農地において使用する農業用肥料を購入するために要した経費（消費税相当額を除く。）とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）で、1補助対象者に対し5万円を上限とする。ただし、東京都等を含む他の補助事業と補助対象経費が重複する場合には、当事業及び他事業における補助金の合計額が補助対象経費を超えてはならない。

2 補助金は1補助対象者に1回に限り交付するものとし、予算の範囲内で行うものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、農業用肥料購入経費支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、令和7年12月1日から令和8年1月30日までに市長に申請しなければならない。

- (1) 農業用肥料を購入した経費が分かる書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、補助金を交付することを決定したときは、交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(申請の撤回)

第9条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に異議のあるときは、当該通知を受けた日から14日以内に、申請の撤回をすることができる。

(請求)

第10条 交付決定者は、農業用肥料購入経費支援事業補助金交付請求書(様式第4号)により、必要書類を添付し、令和8年2月20日までに市長に請求するものとする。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) この要綱に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、補助金の交付が不相当であると認められる事実があったとき。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取り消しに係る補助金を既に交付しているときは、期限を定めてその者に対し返還を命ずるものとする。

付 則

この要綱は、令和7年3月31日から施行する。